

大山町空き施設活用創業等支援事業審査会審査要領

大山町空き施設活用創業等支援事業補助金交付要綱（令和4年大山町告示第26号）第9条の規定に基づき、大山町空き施設活用創業等支援事業の審査に関し、必要な事項を次のとおり定める。

1 審査方法

- (1) 委員は、申請書類をもとに、別表1の審査表により審査を行う。
- (2) 基本審査事項は別表1(1)に定めるとおりとし、委員は、各審査項目に対する審査の観点に基づき評価する。
- (3) 基本審査事項における評価は、5点から1点の5段階とし、各審査項目に応じ、それぞれ別表2(1)に定める評価を行い、その合計点を委員の評価点とする。
- (4) 加点審査事項は別表1(2)に定めるとおりとし、委員は、加点項目に対する審査の観点に基づき評価する。
- (5) 加点審査事項における評価は、2点から0点の3段階とし、審査項目に応じ、別表2(2)に定める評価を行い、加点する。

2 参考意見

応募事業の評価を行うに当たって、委員は審査受付を行った関係職員に対し、参考意見を求めることができる。

3 審査に関する公正の確保等

委員は申請者と直接の利害関係があるときは、審査会において自らその関係について申し出るものとし、他の委員の同意を得なければ、当該事業の審査に参加することができない。

4 事業採択

- (1) 補助事業の採択に当たっては、申請書に記載されている予算目安内、並びに大山町空き施設活用創業等支援事業補助金交付要綱における上限額、かつ本事業で設定された予算額の範囲内において、評価点及び加点の合計が一定の点数に達した事業を対象に、委員の合議により採択事業を選定する。
- (2) 審査の結果必要と判断すれば、事業内容に意見を付し、又は事業の一部を採択することができる。

委員記号 ()

申請者名 ()

(1) 基本審査事項

審査項目	審査の観点	配点	採点	加重	評価点
地域課題	①地域の賑わいを創出する事業である。	5		×2	=
	②地域の生産物や人材等、地域資源を活用した事業である。	5		×2	=
	③新たな雇用を創出する事業である。	5		×2	=
実現可能性	④事業計画が、実現可能で具体的な計画である。	5		×2	=
	⑤ターゲットとする顧客や市場が明確であり、ニーズを的確に捉えた事業である。	5		×2	=
	⑥収益及び今後の成長が見込める事業である。	5		×2	=
申請者	⑦事業開始の動機、目的が明確である。	5		×1	=
	⑧地域課題を理解し、課題解決に向けた熱意が感じられる。	5		×1	=
	⑨事業継続に必要な経験・ノウハウがある。	5		×2	=
関係集落との協調性	⑩集落の理解を得やすい事業である。	5		×2	=
改修の妥当性	⑪事業内容に対して、改修内容が適正である。	5		×2	=
	⑫改修等の費用に見合った効果が期待できる事業である。	5		×2	=

小計① (12 項目、最大 110 点)

(2) 加算審査事項

加算項目	審査の観点	配点	採点	評価点
新規性・独自性	①ターゲットとする顧客や市場にとって、新たな価値を生み出す商品・サービスとなっている。	2		=

小計② (最大 2 点)

合計①+② (最大 112 点)

評価コメント

別表 2

大山町空き施設活用創業等支援事業審査 評価点数、評価の観点

(1) 基本審査事項の評価の観点

評価点数	評価の観点
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣っている
1	劣っている

(2) 加点審査事項の評価の観点

評価点数	評価の観点
2	新規性・独自性が認められ、商品・サービスの提供計画が明瞭である
1	新規性・独自性が認められるが、商品・サービスの提供計画が不明瞭である
0	新規性・独自性が認められない